

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 地域の位置

本市は、山口県の南部、瀬戸内沿岸のほぼ中央にあつて、東経 131° 27' ～131° 42'、北緯 33° 55' ～34° 09' に位置しており、東は周南市、北及び西は山口市に接し、南は周防灘に面し離島の野島に至っている。総面積は 189.37 km²で、東西 23.6 km、南北 30.0 kmにおよんでいる。

(イ) 自然的条件

本市の中央部は、内陸中国山地に源を発する佐波川の下流に発達した三角州と、旧藩時代に造成された干拓により、山口県下最大の防府平野を形成している。北部は中国山地が走り、東方には緩やかな傾斜の大平山が、西方には険しい山肌の右田ヶ岳が対照的にそびえている。南は瀬戸内海に臨み、江泊、田島の両半島及びこの中間に位置する向島によって、重要港湾三田尻中関港が形成されている。

気候は温暖な瀬戸内海型気候に属しており、水利は佐波川の豊かな水資源の恩恵を受けるとともに、ため池も数多く築造されている。

(ウ) 土地利用の現況

本市においては、昭和 48 年 3 月、総合的に農業振興を図るべき地域として、都市計画法上の市街化区域、大規模な森林地域及び飛行場を除いた地域が防府農業振興地域に指定された。現在の農業振興地域総面積は 6,556ha である。

農業振興地域内の土地利用の内訳は、農用地が 2,408ha (36.7%)、農業用施設用地が 14ha (0.2%)、森林・原野が 1,141ha (17.4%) で、残り 2,993ha (45.7%) が住宅地・工業用地・その他となっている。土地利用の推移をみると住宅地等は一貫して増加しているのに対して、農用地は減少の一途をたどっている（表 1 参照）。

(エ) 土地利用の方向と農用地等の確保について

本市では、人口減少や少子高齢化の進行などの社会環境の変化に的確に対応し、将来にわたり持続的に発展していく地域社会を構築するため、平成 23 年 3 月に「第四次防府市総合計画」を策定し、土地利用については、当該総合計画の基本構想で土地を持続的に活用するため、都市的・自然的土地利用の形態ごとに基本方針を定め、横断的な観点や相互の関連性に配慮しながら、適正かつ効率的な利用を進めることとしている。

この方針の中で、農業振興地域においては、優良農地の保全や農業基盤の整備をするなど農業生産性の向上を図るとともに、安定した食糧供給の確保に努めることとしている。また、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全等、農業の有する

多面的機能については、その機能が十分に発揮できるよう環境の保全に努めていく。

なお、農業振興地域内における土地利用の移動の目標については、表 1 のとおりとする。

表 1 農業振興地域内の土地利用の推移

【単位：ha、％】

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野 (混牧林地)		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
平成 17 年	2,509	38.3	13	0.2	1,141 (0)	17.4 (0.0)	548	8.4	35	0.5	2,310	35.2	6,556	100.0
現在 (平成 27 年)	2,408	36.7	14	0.2	1,141 (0)	17.4 (0.0)	600	9.1	43	0.7	2,350	35.9	6,556	100.0
目標 (平成 37 年)	2,329	35.5	16	0.2	1,141 (0)	17.4 (0.0)	645	9.9	50	0.8	2,375	36.2	6,556	100.0
増減	△ 79		2		0		45		7		25		0	

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 2,408ha のうち、a から c に該当する農用地 1,777ha について、農用地区域を設定する。

- a 集团的に存在する農用地（農振法第 10 条第 3 項第 1 号）
10ha 以上の集团的な農用地（農振法施行令第 6 条）
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地（農振法第 10 条第 3 項第 2 号）
区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓、客土、暗渠排水等、農業用排水施設の新設又は変更など
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地における農業上の利用を確保することが必要な土地（農振法第 10 条第 3 項第 5 号）
 - ・果樹等を地域の特産物とし、産地の形成上確保しておくことが必要な農地
 - ・高収益をあげている野菜や花きのハウス団地
 - ・多面的機能支払制度による農地維持活動などの対象地
 - ・中山間地域等直接支払制度の対象地域内で集落協定を締結している地域及び締結を予定している地域の農地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地

なお、農用地区域に設定しない農用地であっても、経済事情の変動その他情勢の推移に応じて、当該土地の農用地としての優良性や整備の可能性を検討し、農用地区域として活用することが、その地域の効率的かつ総合的な農業振興に資すると判断できる場合には、農用地区域への編入を進める。

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、次の a 又は b に該当する施設の用に供される土地について、農用地区域を設定する。

- a (ア) の農用地に介在又は隣接して設置されているものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの
- b 表 2 に掲げる比較的大規模の土地改良施設用地

表 2 農用地区域に設定する土地改良施設用地

土地改良施設の名称	位置（集落名等）	面積	土地改良施設等の種類
排水機場	西浦	117.30 m ²	排水機
	新開作	172.50 m ²	排水機
	新開作第 2	285.00 m ²	排水機
	小島	114.40 m ²	排水機
	大道干拓	118.25 m ²	排水機
	華西	214.50 m ²	排水機

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、次の a 又は b に該当する施設の用に供される土地 14ha について、農用地区域を設定する。

- a (ア) の農用地に介在又は隣接して設置されているものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの
- b 表 3 に掲げる現存するおおむね 1ha 以上の農業用施設用地

表 3 農用地区域に設定する農業用施設用地

農業用施設の名称	位置（集落名等）	面積	農業用施設の種類
華城ライスセンター	華城	0.9ha	共同乾燥・調製施設
右田ライスセンター、研修・育苗センター	右田	0.9ha	共同乾燥・調製施設 育苗・研修施設

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況が森林、原野等である農用地については、原則として農用地区域の指定は行わないが、その地域の農用地の集団性を維持する上で必要な土地 35ha については、農用地区域に含むこととする。

ウ 農地の 3 区分に関する方針

(ア) 生産振興農地

農用地区域のうち、以下の a 又は b の要件を満たす農地について区分する。

- a おおむね 10ha 以上の集団的に存在する農地であって、高性能農業機械による営農に適した農地。
- b 土地改良事業(土地改良法第 2 条第 2 項)又はこれに準ずる事業で、以下の (a) ～ (e) のいずれかに該当するものの施行に係る区域内にある農地。
 - (a) 農業用排水施設の新設又は変更（当該事業の施行により農業の生産性の向

上が相当程度図られると見込まれない土地は除く)

(b) 区画整理

(c) 農用地の造成(昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く)

(d) 埋立て又は干拓

(e) 客土、暗渠排水その他の法第 3 条第 1 号及び第 2 号に掲げる土地の改良又は保全のため必要な事業

※ ただし、比較的営農条件の悪い農地、及び国・県道又は区域内外を結ぶ市道沿いにある相当規模で非農業的土地利用が行われている地域の農地は除く。

(イ) 多面的機能維持農地

農用地区域のうち、生産振興農地以外のものについて区分する。

これらの農地は、中山間地域をはじめ、小規模・未整備農地や傾斜地であること等により生産条件が生産振興農地と比べて不利な農地である。そのため、農業生産に加えて、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全といった農業のもつ多面的機能を十分かつ適正に発揮するための農地として利用する。

(ウ) 生産・生活農地

農業振興地域内の農用地区域外の農地について区分する。

これらの農地は、住宅や道路、山林等の間に介在する農地が多く、非農業的土地利用との調整を図りながら、農家による農業生産に加えて非農家による農作物の生産活動や生活空間の景観形成等の農業的土地利用を行う。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

現在の農用地区域内の農用地等 1,826ha の利用状況は、農地 1,738ha、採草放牧地 39ha、農業用施設用地 14ha、森林・原野等 35ha である。農業経営は、水稻を基幹作付品目とし、麦、野菜(露地・施設)、花き(露地・施設)、みかん、肥育牛、酪農等を結合した複合経営が主流である。

近年、主食用米の需要が減少する中で、主食用米から飼料用米・加工用米への切り替え、高収益の見込める畑作物への転作など、営農の複合化や規模拡大、効率化、安定化を図る必要がある。

上記を踏まえ、平成 37 年の農用地区域内農地の確保目標面積を 1,734ha に設定する。この目標を達成するためには、農業振興地域制度を適正に運用して農地の非農業的土地利用のための転用を最小限に抑え、農地の利用集積を進めることで、優良な農地を確保していく必要がある。

表 4 農用地区域内の土地利用の見通し

【単位：ha】

区分	農地			採草放牧地			混牧林地		
地区名	現況 (H27)	将来 (H37)	増減	現況 (H27)	将来 (H37)	増減	現況 (H27)	将来 (H37)	増減
旧防府 (A)	448	447	-1						
右田 (B)	243	243	0						
富海 (C)	81	81	0						
大道 (D)	638	637	-1						
小野 (E)	328	326	-2	39	39	0			
計	1,738	1,734	-4	39	39	0	0	0	0

区分	農業用施設用地			森林・原野等※			計		
地区名	現況 (H27)	将来 (H37)	増減	現況 (H27)	将来 (H37)	増減	現況 (H27)	将来 (H37)	増減
旧防府 (A)	4	5	1	18	18	0	470	470	0
右田 (B)	2	2	0	4	4	0	249	249	0
富海 (C)	0	0	0	4	4	0	85	85	0
大道 (D)	7	7	0	7	7	0	652	651	-1
小野 (E)	1	2	1	2	2	0	370	369	-1
計	14	16	2	35	35	0	1,826	1,824	-2

※ 森林・原野等は、再生が困難な荒廃農地のうち、農用地区域の集団性の維持のため、農用地区域に含むこととした土地を含む。

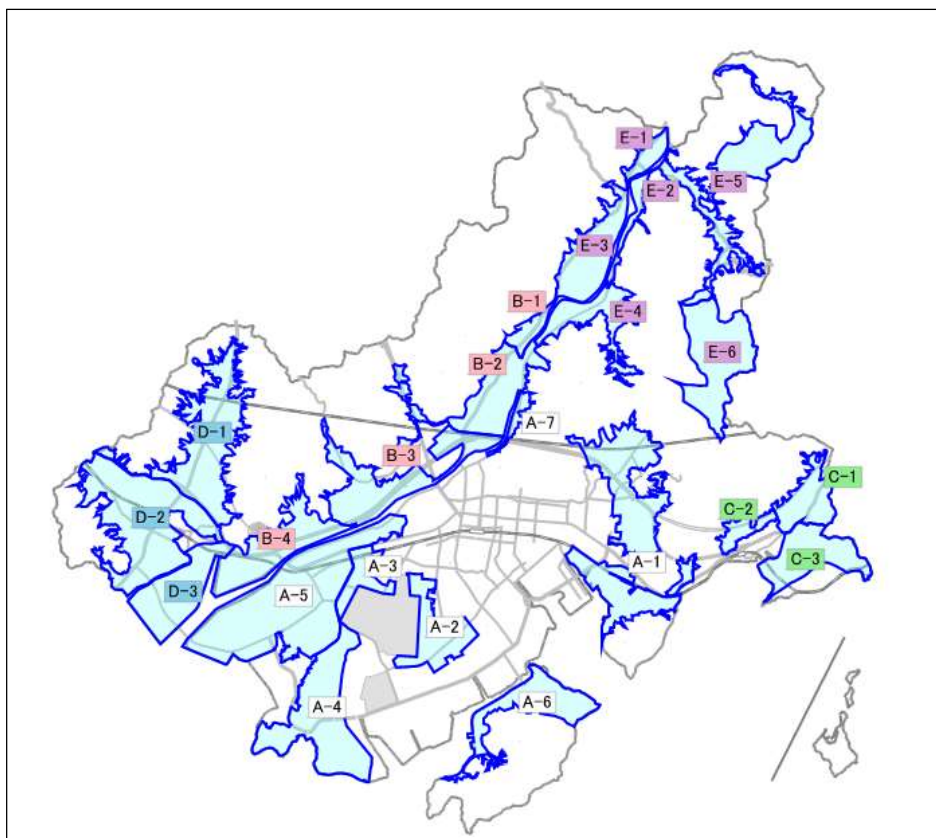
イ 用途区分の構想

本計画では、表 5 のとおり区分した地区ごとに農業上の用途区分の構想を示している。

表 5 地区の区分について

地区名	地区記号・番号	該当地区名	地区名	地区記号・番号	該当地区名
旧 防 府 (A)	A-1	浮野、木部	大 道 (D)	D-1	切畑、小俣、岩淵
	A-2	寺開作、上地		D-2	大原、木床、上り熊、下津令、岡条、大道開作
	A-3	汐合		D-3	上田開作、真鍋開作、大道干拓
	A-4	丸山、半田、小茅	小 野 (E)	E-1	中山
	A-5	前開作、西開作、新開作、鹿角開作、西浦干拓		E-2	和字
右 田 (B)	B-1	和田峪、田ノ口北部		E-3	奈美、鈴屋
	B-2	上河原、唐臼、田ノ口南部、沖田ノ口、新町		E-4	真尾
	B-3	江良、居合		E-5	久兼
	B-4	川開作、小島		E-6	大平山
富 海 (C)	C-1	戸田山、石原	※A-6、A-7は農用地区域の指定なし		
	C-2	梶野			
	C-3	新開作			

(図 地域区分図)



(ア) 旧防府地区 (A)

A－1 (浮野、木部)

牟礼地区の東部、大平山南西部分の緩傾斜地に広がるおよそ 14ha の農用地は、農業構造改善事業によって整備された樹園地であり、主として温州みかんが栽培されており、一部で荒廃が進んでいるが、荒廃農地の再生に努め、樹園地として利用を図る。

A－2 (寺開作、上地)

自衛隊北基地の東側と市街化区域との間に広がるおよそ 48ha の農用地は、区画整理・農道・用排水路の整備が進んでおり、主に水田として、一部は露地野菜の畑として利用されている。引き続き現況用途での土地利用を図る。

A－3 (汐合)

自衛隊北基地の西側と県道防府環状線及び県道中ノ関港線の間に広がるおよそ 11ha の農用地は、主に水田として利用されている。引き続き現況用途での土地利用を図る。

A－4 (丸山、半田、小茅)

西浦地区の東部から中関地区へまたがる田島山山麓の緩傾斜地は、農業構造改善事業により造成された樹園地およそ 63ha があり、温州みかんが栽培されている。担い手の高齢化や後継者不足に伴い、一部で荒廃が進んでいるが、新たな担い手の確保に努め、樹園地としての利用を図る。

A－5 (前開作、西開作、新開作、鹿角開作、西浦干拓)

西浦地区から華城地区にかけての佐波川の左岸側河口域は、旧藩時代と昭和 42 年完成の干拓地であって、広さはおよそ 330ha である。主に水田や土地利用型作物の畑として、また酪農や肉用牛の畜産用地としても利用されている。担い手への集積を進め、引き続き現況用途での土地利用を図る。

(イ) 右田地区 (B)

B－1 (和田峪、田ノ口北部)

右田地区東部の県道防府徳地線の両側に存在する平坦な農用地、およそ 23ha については、主に水田として利用されている。日本型直接支払制度等の活用や農業生産基盤整備等の検討を進め、引き続き現況用途での土地利用を図る。

B－2 (上河原、唐臼、田ノ口南部、沖田ノ口、新町)

上右田地区の県道防府徳地線と佐波川との間に広がる農用地、およそ 82ha については、主に水田として、一部がキュウリ、トマト等の施設園芸用地として利用さ

れている。宅地化の進展により、営農環境が厳しくなっている地域があるが、農用地の保全・確保に努めるとともに、農業生産基盤の整備等の営農環境の改善に向けての検討を進め、引き続き現況用途での土地利用を図る。

B－3（江良、居合）

ため池の水系に属し、市道中塚台ヶ原線の南北に存在する農用地およそ 63ha は、主に水田として利用されている。担い手の高齢化や後継者不足により、荒廃が進んでいる地域が見られるため、担い手の確保と農地の利用集積を図り、主に水田として利用を図る。

B－4（川開作、小島）

佐波川の右岸側河口域と横曽根川に挟まれたおよそ 79ha の農用地は、そのほとんどが水田及びゴボウ等の畑として利用されているほか、一部は花きの施設園芸用地としても利用されており、引き続き現況用途での土地利用を図る。

（ウ）富海地区（C）

C－1（戸田山、石原）

市の東部で、周南市との境界の緩傾斜地に存在する、およそ 56ha の農用地は、主に水田として利用されているほか、戸田山地区においては施設園芸用地や果樹栽培用地として利用されている。引き続き現況用途での土地利用を図る。

C－2（梶野）

富海地区北西部の緩傾斜地帯に広がるおよそ 13ha の農用地は、温州みかん栽培のための樹園地として農業構造改善事業により造成・整備されたものであるが、近年担い手の高齢化や後継者不足に伴い荒廃が進んでいる。担い手の確保と農地の利用集積を図り、樹園地として利用を図る。

C－3（新開作）

富海地区の南部、富海湾に面した農用地およそ 16ha は、旧藩時代に造成されたが、農業生産基盤が未整備のため耕作条件が悪く、荒廃が進んでいる。近年、放牧による農地の再生や地域ぐるみの農地維持活動が取り組まれており、引き続き活動の継続を促進し、主に水田として利用を図る。

（エ）大道地区（D）

D－1（切畑、小俣、岩淵）

横曽根川流域に広がる農用地 260ha は、農業生産基盤の整備が進められており、主に水田として、一部はイチゴやレザーファンの施設園芸用地として利用されている。農事組合法人や営農組合が設立され、担い手による農地の集積及び農作業の受

委託が行われており、法人等を中心として、引き続き現況用途での土地利用を図る。

D－2（大原、木床、上り熊、下津令、岡条、大道開作）

大道地区の西部、県道宇部防府線の西側に広がるおよそ 192ha の農用地は、その水利のほとんどをため池に依存している。農地は主に水田として、一部はレザーファン等の施設園芸用地として利用されている。

木床地区、上り熊地区ではほ場整備が完了し、現在下津令地区ではほ場整備が進められている。農事組合法人への農地の集積を進め、引き続き現況用途での土地利用を図る。

D－3（上田開作、真鍋開作、大道干拓）

佐波川の右岸側河口域の干拓地およそ 193ha については、農業生産基盤の整備がほぼ完了しており、主に水田として利用され、営農組合などによる農地の集積も進んでいる。水田の高機能化を進め、高収益につながる畑作を取り入れながら、引き続き現況用途での土地利用を図る。

（オ）小野地区（E）

E－1（中山）

佐波川右岸で市最北部に位置し、佐波川と県道防府徳地線に囲まれた平坦な農用地およそ 30ha は、主に水田として利用されている。引き続き現況用途での土地利用を図る。

E－2（和字）

佐波川左岸で市最北部に位置し、佐波川と県道三田尻港徳地線に囲まれた平坦な農用地およそ 12ha は、主に水田として利用されている。引き続き現況用途での土地利用を図る。

E－3（奈美、鈴屋）

佐波川と県道防府徳地線に挟まれた地域に広がる、およそ 120ha の平坦な農用地で、主に水田として利用されている。

近年では、小野土地改良区などを中心に、農地の集積化や生産性の向上に向けての整備を目指し、農業生産基盤整備の実施に向けた協議が行われている。引き続き現況用途での土地利用を図る。

E－4（真尾）

小野地区南部で佐波川左岸のおよそ 78ha の農用地は、佐波川寄りの平坦部と山側の緩傾斜地よりなっていて、主に水田として利用されている。担い手の高齢化が進んでいるが、中山間地域等直接支払制度を活用する集落協定組織等により棚田の保全管理が行われている。引き続き現況用途での土地利用を図る。

E－5（久兼）

佐波川の左岸で、その支流の久兼川流域に広がるおよそ 90ha の農用地は、その大部分が中山間地域の棚田であり、農事組合法人や集落協定組織により、農地の集積や保全管理が行われている。棚田の保全に努め、引き続き現況用途での土地利用を図る。

E－6（大平山）

大平山の山頂付近で昭和 50 年までに造成された採草放牧地およそ 39ha は、主に畜産用地として利用されており、一部は、大平山市民農園として利用している。引き続き現況用途での土地利用を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

特になし。

エ 農地の 3 区分に係る構想

（ア）生産振興農地

農業生産を効率的に拡大するための農地として引き続き有効利用を図る。これらの農地は、農用地区域の中でも特に生産性の高い農地であり、将来にわたり農業生産を効率的に拡大することに適している。そのため、農地の流動化対策や各種農業施策の実施によってその保全・確保を図り、極力農業以外の目的での利用を行わない。該当する地域は次のとおり。

a 西浦干拓、新開作、鹿角開作（A－5）

西浦干拓の県道防府環状線より北側の農地。新開作の県道防府環状線及び市道新開作東線に囲まれた範囲の農地。鹿角開作の県道防府環状線北側で市道泥江潮合線と市道新地小行司線の間の農地。

上記の範囲のうち、一部道路沿いを除いたおよそ 187ha の農地は佐波川水系（佐野堰、総合堰）に属しており、農道や用排水設備も比較的整備されているため、大型機械による営農が可能である。

引き続き優良農地として利用を図る。

b 川開作、小島（B－4）

市道遠ヶ崎小島線の沿線 30m を除く、川開作及び小島地区の農地およそ 70ha は、佐波川水系（佐野堰）に属している。小島地区は、昭和 54 年からの土地改良総合整備事業により用排水路と農道が整備され、昭和 61 年からの湛水防除事業では排水機場が整備され、営農の近代化も図られた。現在は水田、畑、施設園芸用地として利用されており、引き続き優良農地として利用を図る。

c 切畑、小俣、岩淵（D－1）

大道地域を縦断する横曽根川流域に広がる、ほ場整備施行地の農地およそ 215ha は、各地域のため池の水系に属し、水田や施設園芸用地として利用されている。現

在、各地区の農事組合法人や営農組合により農地の集積や農作業の受委託などが積極的に進められている。法人等に利用集積を進め、引き続き優良農地として利用を図る。

d 上り熊、下津令、木床（D－2）

大道地区西部、県道山口防府線の西に広がる、ほ場整備施行地の農地およそ 100ha はため池の水系に属している。ほ場整備により、大区画化や用排水路の整備が行われた農地は、主に水田又は施設園芸用地として利用され、農事組合法人による農地の集積や農作業の受委託などが行われている。引き続き法人を中心とし、優良農地として利用を図る。

e 上田開作、真鍋開作、大道干拓（D－3）

大道地区南部、上田開作、真鍋開作、大道干拓のほ場整備施行地のおよそ 187ha の農地は佐波川水系（佐野堰）に属している。比較的広い区画のほ場は主に水田として利用されている。大道干拓では営農組合により農作業の受委託などが行われている。引き続き優良農地として利用を図る。

（イ）多面的機能維持農地

農業生産に加えて多面的機能を十分かつ適切に発揮するための農地として引き続き土地利用を図る。

（ウ）生産・生活農地

非農業的土地利用との調整を図りながら、農業生産に加えて非農家による農作物の生産活動や生活空間の景観形成等のための農地として引き続き土地利用を図る。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。